

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をされている方は特例郵便等投票ができます

1. 特例郵便等投票制度とは

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養をしている方で、一定の要件に該当する方は、郵便で投票ができます。

2. 対象となる方

次の①または②に該当する方で、投票用紙等の請求時に外出自粛要請または隔離・停留される期間が、投票をしようとする選挙の期日の公示または告示の日の翌日からその選挙の当日までの期間にかかると思込まれる方が利用できます。

- ①感染症に関する法律または検疫法の規定による外出自粛要請を受けた方
- ②検疫法の隔離・停留の措置により宿泊施設内に滞在されている方

3. 投票用紙等の請求と投票

投票しようとする選挙の投票日の4日前まで（必着）に、選挙人名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に投票用紙及び投票用封筒を郵便等で請求し、記載済みの投票用紙を返送していただきます。

「特例郵便等投票制度」について（総務省）

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

詳しい手続きはお問い合わせください。



お問い合わせ先 鏡野町選挙管理委員会事務局(総務課内) 担当：小椋・中川 電話(0868)54-2111

中小企業事業主の皆様へ

人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

良質なテレワークを新規導入し実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します！

【機器等導入助成】

①支給要件の概要

- テレワークに関する制度を就業規則等に規定すること
- テレワークの実績が基準を満たすこと

②助成金支給額

支給対象経費(テレワーク用通信機器の導入費用等)の**30%(最大100万円)**

【目標達成助成】

①支給要件の概要

- 離職率、テレワークの実績が基準を満たすこと

②助成金支給額

支給対象経費(テレワーク用通信機器の導入費用等)の

20%＜※35%＞(最大100万円)

※生産性要件を満たした場合

助成金の詳細・お問い合わせ先

岡山労働局 雇用環境・均等室
電話(086)224-7639

人材確保等支援助成金 テレワークコース

検索

事業主の皆様へ

従業員の仕事と不妊治療の両立をサポートしましょう

近年、不妊治療と仕事の両立支援は社会的な課題となっています。

助成金制度を活用して、従業員が仕事と不妊治療の両立できる職場環境を整備しましょう。

*** 詳細は厚生労働省HPのトップページで検索！**

両立支援等助成金 不妊治療

検索

お問い合わせ先

岡山労働局 雇用環境・均等室 電話(086)224-7639